

～介護事業経営調査委員会(12月4日開催)における議論の総括(まとめ)～

○ 介護保険サービスに関する消費税8%引上げ時の対応について、去る12月4日に開催された介護事業経営調査委員会における議論の結果、同委員会としての対応案は以下のとおりとされた。

1. 介護報酬における対応について

- 基本単位数への上乗せ率は、各サービスの課税割合に税率引上げ分を乗じて算出。
- 加算の取扱いについては、基本単位数に対する割合で設定されている加算、福祉用具貸与に係る加算の上乗せ対応は行わない。
- その他の加算のうち、課税費用の割合が大きいものについては、基本単位数への上乗せ率と同様に課税費用に係る上乗せ対応を行う。また、課税費用の割合が小さいものなど、個別に上乗せ分を算出して対応することが困難なものについては、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税負担分も含めて上乗せ対応を行う。

2. 基準費用額、特定入所者介護サービス費(居住費・食費関係)、区分支給限度基準額について

- 基準費用額については、平均的な費用の額等を勘案して定められるものであり、食費、居住費の実態を調査した結果を踏まえて据え置く。
- 利用者の負担限度額については、入所者の所得状況等を勘案して決めていることから見直さない。
- 区分支給限度基準額については、消費税引上げの際の重要な論点であり、当委員会の意見として、次の点に留意しつつ、介護給付費分科会で結論を得るべきと考える。
 - ① 消費税引上げに伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える可能性があること。
 - ② 平成27年度に予定されている消費税10%引上げ時には、通常の改定時の対応に加えて、今回の消費税引上げ時の対応と同様のシステム改修を要する可能性があるとともに、医療保険における議論の動向も踏まえて検討する必要があること。